

第53回全国社会人サッカー選手権大会関東予選要項

1. 名称 第53回全国社会人サッカー選手権大会関東予選
2. 主催 関東社会人サッカー連盟
3. 主管 関東各都県社会人サッカー連盟
4. 期日 平成29年6月4日(日)・11日(日)・18日(日)
5. 会場 関東各地
6. 参加資格 (公財)日本サッカー協会、(一財)全国社会人サッカー連盟及び関東社会人サッカー連盟に加盟・登録された第一種(準加盟を含む)のチームであって、次の資格を有するチームであること。
 - 〔1〕 本年度の加盟団体登録を完了した単独チームで、会費が納入済みのものであること。
 - 〔2〕 参加選手は、他のチームと二重に登録されていないこと。
 - 〔3〕 外国籍の選手は、1チーム3名までエントリーでき、また試合にも常時出場できる。但し、準加盟チームは、この限りではない。
 - 〔4〕 (公財)日本サッカー協会発行の選手証を持参のこと。
 - 〔5〕 選手資格に疑義のある場合は、あらかじめ所属都県社会人サッカー連盟の意見を求める。なお、疑いのある場合には関東社会人サッカー連盟理事会がこれを裁定する。
7. 開催方法 本大会は下記により、関東地域6代表を決定するために実施する。
 - 〔1〕 本大会は次項の区分より選出された32チームによって行う。
 - 〔2〕 関東サッカーリーグ及び各都県社会人サッカー連盟の選出すべき代表チームは次の通りとする。

1.	関東サッカーリーグ1部	10チーム
2.	関東サッカーリーグ2部	10チーム
3.	東京都社会人サッカー連盟	3チーム
4.	千葉県社会人サッカー連盟	1チーム
5.	茨城県社会人サッカー連盟	1チーム
6.	栃木県社会人サッカー連盟	1チーム
7.	埼玉県社会人サッカー連盟	3チーム
8.	群馬県社会人サッカー連盟	1チーム
9.	山梨県社会人サッカー連盟	1チーム
10.	神奈川県社会人サッカー連盟	1チーム

8. 参加チームの決定方法

関東サッカーリーグのチームは原則として全て参加とし、都県代表は予選会等を開催し参加すべきチームを決定する。

9. 試合の方法

- 〔1〕 試合時間は全て、前半・後半それぞれ40分間とし、ハーフタイムのインターバルは10分間とする。勝敗が決しないときは前半・後半10分ずつの延長戦を行う。なお決しない場合はPK方式により次回進出チームを決定する。

- 〔2〕 試合の競技規則は、本年度の（公財）日本サッカー協会より発行された「サッカー競技規則」および「（公財）日本サッカー協会決定事項」の最新版による。
ただし、試合の前・後半を通じて必要あるときは予めメンバー表に記載された交代要員 7 名以内の選手より **5 名** を限度とし他の選手と交代することができる。
- 〔3〕 本大会と関東リーグ及び各都県大会は懲罰規程上の同一競技会とみなさない。
ただし各競技会終了時点での退場・退席による未消化の出場停止処分は、本大会が直近の公式試合である場合、本大会において順次消化する。
- 〔4〕 本大会において退場を命じられた選手は、自動的に直近の本大会 1 試合に出場できず、それ以降の処置については、本大会の規律委員会において決定にする。
- 〔5〕 本大会期間中に警告を 2 回受けた選手は、直近の本大会 1 試合に出場できない。
なお、本大会期間中に科せられた警告は他大会には影響を及ぼさない。
- 〔6〕 全国大会にて消化となる懲罰処分には、本大会の規律委員会より別途通知する。
- 〔7〕 ユニフォームは正副 2 着（異色）を競技場へ持参すること。
正副異色とは、シャツ・ショーツ・ストッキングのそれぞれが 4 色あること。
- 〔8〕 一切の装身具の着用を禁止し、装身具を覆うテープの使用も不可とする。

10. 参加申込み

- 〔1〕 関東サッカーリーグ及び各都県社会人サッカー連盟は、決定した代表チームの「大会参加申込書（都県会長捺印の原本）」と「プライバシーポリシー同意書」を合わせて理事長宛に 5 月 **29** 日（月）必着をもって送付すること。
（その際必ず自チームの控えを保管しておくこと）

〔送付先〕

〒297-0153 千葉県長生郡長南町山内 714
関東社会人サッカー連盟
理事長 片岡 道夫 宛

- 〔2〕 選手の参加申込み人員は、25 名以下とし、監督が選手として出場する場合はこれに含まれていなければならない。

11. 参加費 参加費 30,000 円は、参加申込みと同時に下記へ振り込むこと。

〔振込み先〕

水戸信用金庫 大工町支店（ミツツヨギノ） 大 工 町 支 店
普通貯金 No.1326635
関東社会人サッカー連盟 会計 金沢 聡（カザリ サル）

- 12. 試合の組合せ 関東社会人サッカー連盟が決定する。
- 13. 経 費 大会参加に要する経費は、全額参加者負担とする。
- 14. 傷 害 等 傷害等の処理は、自チームの責任において処理すること。
- 15. そ の 他

- 〔1〕 各ブロックの代表チームは、第 53 回全国社会人サッカー選手権大会（**福井県**）（10 月 **13** 日は開会式他、競技期間 **14 日～18 日**）に参加する義務を負う。
- 〔2〕 試合開始 70 分前にMCMを実施するので、チームの責任を負える代表者 1 名がユニフォーム（正・副）と選手証及び試合メンバー表 4 部を持参して出席すること。

- 〔3〕 テクニカルエリアは原則として設けるが、会場の都合により無くても可とする。
- 〔4〕 アディショナルタイム表示は原則として実施する。
- 〔5〕 極力セミマルチボール方式を採用し、スピーディな試合を心掛けること。
- 〔6〕 本大会開催に先立ちまして、公式試合での懲罰処分が未消化の選手・役員の調査を各都県社会人サッカー連盟の御協力を御願ひ致します。
付きましては、本大会の初戦に於いて該当者が所属するチームに関しては必ず懲罰処分報告書及び懲罰処分の「通告書」写しの提出を御願ひ致します。